

香川県条例第13号

へき地手当等に関する条例の一部を改正する条例

へき地手当等に関する条例（昭和46年香川県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学校等の指定)</p> <p>第3条 法第5条の2第1項の文部科学省令で定める基準を参酌して条例で指定するへき地学校並びにこれに準ずる学校及び共同調理場（以下「へき地学校等」という。）は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。</p> <p>2 法第5条の3第1項の特別の地域に所在する学校等で文部科学省令で定める基準を参酌して条例で指定する学校等（以下「特別地学校」という。）は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。</p>	<p>(学校等の指定)</p> <p>第3条 法第5条の2第1項の文部科学省令で定める基準に従い条例で指定するへき地学校並びにこれに準ずる学校及び共同調理場（以下「へき地学校等」という。）は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。</p> <p>2 法第5条の3第1項の特別の地域に所在する学校等で文部科学省令で定める基準に従い条例で指定する学校等（以下「特別地学校」という。）は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。</p>

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。